

大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金支給要綱

(目的)

第 1 条 物価の高騰の影響を受けている大阪府内の医療機関等を支援することを目的に、医療機関等を開設し、又は管理している者（以下「開設者等」という。）及び専ら出張によってその業務に従事する施術者（以下「出張施術業務者」という。）に対し、医療機関等物価高騰対策一時支援金（以下「一時支援金」という。）を予算の範囲内において支給することとし、その支給に関して、「大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金支給規則」（令和 5 年大阪府規則第 1 号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(支給の要件等)

第 2 条 規則第 2 条第 1 号に規定の知事が別に定める日は、次の表の左欄に掲げる一時支援金の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日とする。

一時支援金の区分	基準日
大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金 (令和 7 年度 1 回目)	令和 7 年 4 月 1 日
大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金 (令和 7 年度 2 回目)	令和 8 年 1 月 1 日

- 規則第 2 条第 1 号のイ(2)に規定の知事が別に定める施設は、介護保険適用の訪問看護のみを行っている訪問看護事業所とする。
- 規則第 2 条第 1 号のイ(4)に規定の知事が別に定める施設は、健康保険法等に基づく療養費の受領委任の取扱いについて、厚生（支）局長及び大阪府知事から承諾の通知を受けていない施設とする。
- 規則第 2 条第 1 号のイ(5)に規定の知事が別に定める施設は、健康保険法等に基づく療養費の受領委任の取扱いについて、厚生（支）局長及び大阪府知事から承諾の通知を受けていない施設とする。
- 規則第 2 条第 1 号のロに規定の知事が別に定める者は、健康保険法等に基づく療養費の受領委任の取扱いについて、厚生（支）局長及び大阪府知事から承諾の通知を受けていない者とする。
- 規則第 2 条第 2 号のイ(1)及びロ(1)に規定の知事が別に定める期間は、第 2 条に定める一

時支援金の区分に応じた基準日から一時支援金の申請日までとする。

(一時支援金の支給の申請)

第3条 規則第4条に規定の知事が別に定める書類は、次の表の左欄に掲げる一時支援金の区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

一時支援金の区分	書類
大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金（令和7年度1回目）	(1) 大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金支給申請書（様式第1号） (2) 誓約書・同意書（様式第2号） (3) 各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金（令和7年度2回目）	(1) 大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金支給申請書（様式第1-2号） (2) 誓約書・同意書（様式第2号） (3) 各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 前項に掲げる書類は、知事が別に定める日までに知事に対し提出するものとする。

(一時支援金の支給の決定の通知)

第4条 規則第6条による通知は、開設者等又は出張施術業務者への一時支援金の支払いをもって通知とみなす。

(調査)

第5条 知事は、一時支援金の支給に関し、必要な調査を行うことができる。

2 一時支援金の支給を受けようとする又は支給を受けた開設者等又は出張施術業務者は前項の調査に協力しなければならない。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、一時支援金の支給に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月18日から施行する。